

# この行為は違反です！！

ナンバープレートのカバー

滋賀県道路交通法施行細則改正  
平成15年5月1日から施行

自動車の

ナンバープレートに赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて運転する行為

が禁止されました。

(大型自動車・普通自動車(ミニカーを除く。)  
大型特殊自動車に適用)

道路交通法第71条第6号  
滋賀県道路交通法施行細則  
第14条第9号

罰則

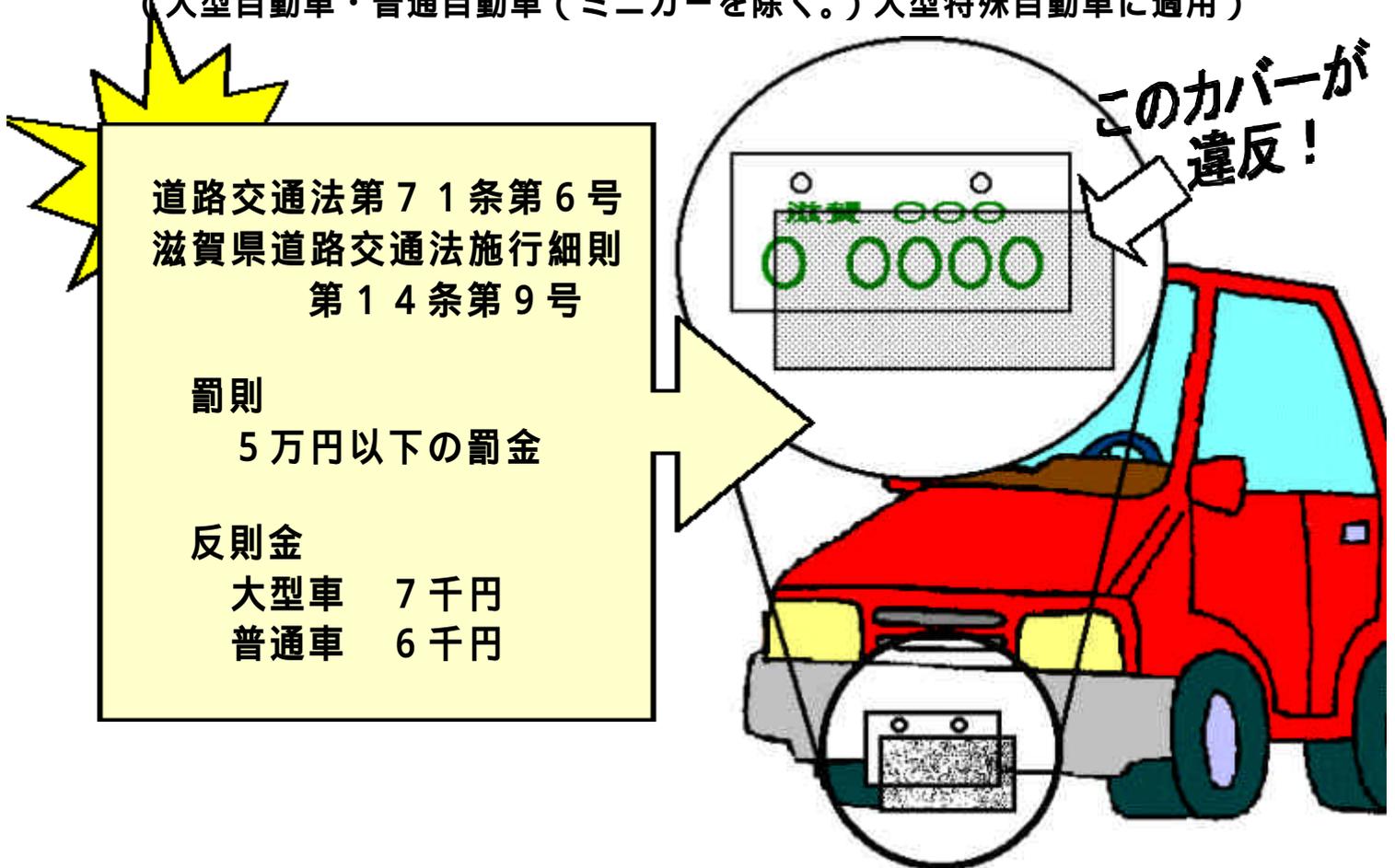
5万円以下の罰金

反則金

大型車 7千円

普通車 6千円

このカバーが違反！



滋 賀 県 警 察 本 部